



心を傷つけることも暴力です

～ひとりで抱えず 最初の一歩を～

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。運動期間中は、運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国のランドマークを紫色に点灯する「パープル・ライトアップ」などのイベントを実施するなど、様々な取組が展開されます。皆さんもこの運動をきっかけに、1人ひとりが「女性に対する暴力」について、あらためて考えてみてください。



暴力に当たる行為とは？

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すではありません。人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかといった恐怖を与えるような脅迫（心理的攻撃）、生活費を渡さない、外で働くことを制限する（経済的圧迫）、嫌がっているのに性的な行為を強要すること（性的強要）なども暴力です。

配偶者からの暴力（DV）の被害って多いの？

これまで結婚したことのある女性のうち、配偶者などから「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」といった暴力を受けたことが「何度もあった」人は10.3%という調査結果があり、およそ10人に1人が繰り返し暴力を受けた経験があるという事になります。

被害を受けたら、どこに相談すればいいの？

配偶者からの暴力を受けながらも、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」などと考えて、約4割の女性が誰にも相談していないそうです。しかし、暴力は、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。まずは、身近な窓口相談して下さい。どこに相談したらいいかわからない場合は、内閣府の「DV相談ナビ（#8008）」または「DV相談+（フウ）（0120-279-889）（<https://soudanplus.jp/>）」をご利用ください。全国どこからでも相談することができます。



宇陀市においても、毎月第4水曜日に「DV相談」窓口を開設しています。一人で悩まないで相談して下さい。（電話予約 82-2147）
心を傷つけることも暴力です。ひとりで抱えず、最初の一歩を踏み出して下さい。

宇陀市人権啓発活動推進本部



2023. 11

※このピラへのご意見・ご感想は
☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp